

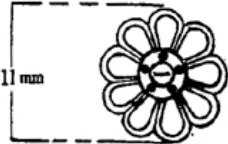
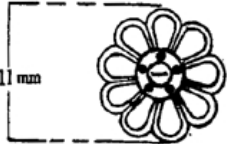
令和8年6月26日

一宮市議会議員き章規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市議会
議長 渡辺 之良

一宮市議会規程第2号

一宮市議会議員き章規程の一部を改正する規程
一宮市議会議員き章規程(昭和35年一宮市告示第3号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別図  直径 11 ミリメートル円形 <u>K14</u> 中央市き章	別図  直径 11 ミリメートル円形 <u>純銀製金メッキ</u> 中央市き章

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の一宮市議会議員き章規程の規定により交付されているき章は、この規程による改正後の一宮市議会議員き章規程の規定により交付されたき章とみなす。